

短期証・資格証での 受診遅れ「死亡ゼロ」 に (何でも相談会より)

国の補助削減と加入者所得減少により、国保税が高騰し滞納者が急増するなか、県下でも滞納が19603世帯にのぼり、その内短期証6164世帯、資格証476世帯(2019年6月)と増加しています。

2008年に厚労省も「短期証や資格証明書の交付は、機械的に一律に運用する事なく、納付できない特別の事情があるか否かの適切な判断」を求めています。



資格証を2016年、短期証を2018年に廃止した横浜市では、「意図的に払わない人はほとんどなく、厚労省通達を適切に判断した結果」と説明しています。滋賀では野洲市長も「滞納は市民のSOSで、生活を壊すような処分は絶対しない」と明快です。滞納を理由に正規の保険証を渡さないのは人権問題で、「保険証がなく受診遅れ」をなくす取り組みを医療生協でも運動を強めたいと思います。



こんな制度が利用できます (無料・低額診療)

こびらい生協診療所では、2011年から「無料・低額診療事業」を開始しました。

この事業は社会福祉法にもとづく事業です。憲法25条が「すべて国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する」と定めているように、医療を受けるこ

とはすべての人に保障された権利です。

無料・低額診療事業とは生活困難な方に、無料・または低額な料金で医療を利用していただくもので、社会福祉事業法で位置づけられた制度です。

診療所に、 ご一報下さい

医療費が心配で、受診をされていない方、保険証を持っていない方、短期保険証・資格証明書の方、職を失って一時的に収入がなくなった方など、あなたの周りに居られましたら、しが健康医療生協こびらい生協診療所の「無料・低額診療事業」をご紹介ください。

厚生労働省が検討案を示す！

入院患者に新たな負担

＝一定規模の救急病院＝

厚生労働省は、多くの救急患者を受け入れる病院の入院患者に4月以降、新たな負担を求める方向で検討をはじめました。

病院の勤務医の働き方改革につなげるため、政府が定める医療サービスの価格「診療報酬」を話し合う、中央社会保険医療協議会に検討案を示す方針です。

新設を検討するのは「地域医療体制確保加算」で、救急車や救急ヘリコプターによる搬送件数が一定以上の病院が対象。

厚労省は、地域の救急医療で重要な役割を担う病院として年2千件以上を軸に検討している。患者の負担額は今後決めるが、入院初日にかかるようにする方針。

